最終更新日：2017年7月3日

JALCOホールディングス株式会社
代表取締役　田辺順一
問合せ先：050-5536-9824
証券コード：6625
http://www.jalco-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミューズメントサービスを子会社とする持株会社であり、当社及び当社連結グループを統括管理しております。子会社の管理におきましては、当社で「関係会社管理規程」を制定してグループ全体の管理を行い、業務の適正性を確保しております。

当社は、中古遊技機販売事業における取引先による架空取引等の不正行為の判明を端緒として、平成26年６月に、過年度決算の訂正を行うとともに、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄への指定（平成26年７月１日付）を受けました。これは、当社グループにおいて、当該事業にかかる取引の安全性・妥当性の確認よりも事業の拡大を優先したこと、他の取締役及び監査役との間での情報共有に不足があったことなど、当社の内部管理体制が脆弱であったことに問題があったと考えております。

このような経緯を受けて、当社は、平成26年７月に約定委員会（その後、内部管理体制強化委員会に改称）の設置を決定し、平成26年９月18日を初回として、毎月１回以上委員会を開催しております。

内部管理体制強化委員会におきましては、当社と利害関係のない外部専門家（弁護士、公認会計士各１名）を外部委員として招聘し、より客観的に第三者の視点から、経営リスク及びコンプライアンスの管理状況、各取引における契約実態などの審議、検証等を行うとともに、その内容については、都度、取締役会に報告を行っております。

当社は、内部管理体制強化委員会を、当社が内部管理体制の強化を進めるにあたって中心的な役割を担うものと位置付けており、特設注意市場銘柄指定解除（平成27年９月26日付）後におきましても当該委員会を常設することとし、内部管理体制の強化を強力かつ着実に推し進める所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
カタリスト株式会社	11,002,260	22.76
田辺　順一	5,863,566	12.13
幅田　昌伸	5,792,538	11.98
AK Capital株式会社	4,000,000	8.27
杉山　昌子	3,700,000	7.65
浜井 稔	3,016,729	6.24
株式会社ウォーターフィールド	2,951,869	6.10
株式会社スプラウト	2,100,000	4.34
吉岡　勉	900,000	1.86
廣瀬　美智俊	875,833	1.81

支配株主（親会社を除く）の有無	カタリスト株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び取引条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社（財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社のうち金融商品取引所に上場している子会社）を有しておりません。

またその他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える個別事情もありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三嶋　良英	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三嶋　良英	○	―――	公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統括する充分な見識を有しております。 独立した立場から取締役会の議案及び審議に意見を述べる等、取締役会の妥当性及び正確性を確保するための助言及び提言を期待するものであります。 独立役員として指定した理由は、親会社、兄弟会社、大株主企業及び主要な取引先の出身ではない等、独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役については、常勤監査役は、当社における取引の妥当性について当社が新設した内部管理体制強化委員会に参加し、弁護士、会計士の意見陳述が適正に会社の意思決定に反映されているかについて当該委員会に監査役監査の一環として参加することにより、確認しております。また、必要に応じて、疑問点や牽制上の問題点等を中心に発言し、経営監視効力を高めております。なお、当該委員会にて協議された内容が適正に議事録に記載されているか、又は協議内容が的確に取締役会に伝達されているかについても監視しております。
内部監査室については、内部監査室長を専任化したことに伴い、内部監査室を当社のコーポレート･ガバナンスにおける 重要組織として位置付け、活動を実施しております。
特に新規IPOや不正防止の観点を意識した内部監査におけるチェックリストを作成し、当該リストに記載した監査項目に則り、網羅的な監査を全部署において実施いたしました。
また、内部管理体制強化委員会や取締役会に出席することにより、経営リスクアプローチにおける監査を実施することができ、当社のコーポレート･ガバナンスにおける監査機能として充実した内容にて上記の網羅的な監査を実施することができました。
監査役と内部監査室は定期的に監査連絡会を開催し、内部統制の充実及び強化を図っております。
会計監査人につきましては監査役及び内部監査室と適宜打合せをおこない連携を図るとともに、会計監査を通じて業務･会計面の改善につなげております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 英一	他の会社の出身者													
藤澤 宏	他の会社の出身者													
山岸 和仁	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

鈴木　英一		―――	大手企業で要職を務められるなど、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 独立した立場から取締役会の議案及び審議に意見を述べる等、取締役会の妥当性及び正確性を確保するための助言及び提言を期待するものであります。
藤澤　宏	○	―――	業界大手の会社の取締役として豊富な経験及び幅広い見識を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 独立した立場から取締役会の議案及び審議に意見を述べる等、取締役会の妥当性及び正確性を確保するための助言及び提言を期待するものであります。 独立役員として指定した理由は、親会社、兄弟会社、大株主企業及び主要な取引先の出身ではない等、大阪証券取引所の定める独立性の判断基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断致しました。
山岸　和仁		―――	税理士として企業財務及び企業法務に精通しており、幅広い見識を有していることから社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 独立した立場から取締役会の議案及び審議に意見を述べる等、取締役会の妥当性及び正確性を確保するための助言及び提言を期待するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績がより確実なものとなるまで導入を見送っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬総額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分は含まない）とし、監査役の報酬総額は、年額20,000千円としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社においては、社外監査役を担当する専任スタッフは置いていませんが、内部監査室が窓口を担当、定期的に連絡会を行っており、必要に応じ、管理部門のスタッフも参加して情報の提供、意見交換、実務的対応などを話し合い、常に有効な監査環境の整備に努めております。
社外監査役には、必要に応じ各職能の重要案件の報告などについても、個別説明を行うなど継続的に機能強化を図っております。
また、取締役会開催に当たっては資料を事前に送付する等、情報共有を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、経営の監視、監督機能を強化することを目的として社外取締役及び社外監査役を選任しており、取締役を4名（内、社外1名）、監査役を3名（全員社外）としております。

【取締役会】
取締役会は経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として取締役と監査役が出席して月1回以上開催され、重要案件が生じたときには随時、臨時取締役会を開催しております。また、取締役管理本部長を委員長とする内部管理体制強化委員会を月1回以上開催しており、迅速に経営に関する意思決定が出来るように体制を整えております。

【監査役・監査役会】
前事業年度における監査結果等を踏まえ、監査役会は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成しております。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定しております。また、監査計画の作成に当たっては、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査室等と協議又は意見交換を行っております。
監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等について代表取締役及び取締役会において説明を行っております。
また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行います。
監査役会においては常勤監査役の活動状況等について情報共有しており、社外の監査役が取締役会に出席する際の意見形成に寄与できるような体制を構築しております。

【内部監査】
内部監査室長は平成26年8月以降に開催の取締役会から出席及び内部監査結果の報告を義務付けておりましたが、平成27年4月30日開催の取締役会にて「代表取締役社長への牽制機能の強化」を目的とし、内部監査室は取締役会の直属機関と位置付けることとし、取締役会への参加及び代表取締役社長ではなく取締役会へ内部監査計画から監査結果や改善状況を報告することとなりました。この組織変更に伴い、内部監査室の評価は取締役会を代表し、取締役管理本部長が行うことといたしました。
以上のことから内部監査の経営上の位置付けが、当社のコーポレート・ガバナンス体制を堅持していく中で重要な役割を担うようになり、取引の起点を協議する内部管理体制強化委員会への参加から経営者が取引を最終判断する取締役会への参加までの一連の意思決定プロセスを経ることにより、その後の内部監査を実施する際に経営リスクアプローチの観点より実現しており、より実効性の高い内部監査を実施しております。

【内部管理体制強化委員会】
内部管理体制の不備により、不正行為を看過してしまった経緯から、取締役会の直属機関として、平成26年7月18日の取締役会にて「約定委員会」の設置を決議し、内部管理体制の再構築が必要であると考え、経営リスクを低減することを目的とし、委員会の名称も、平成26年8月12日の取締役会にて、「内部管理体制強化委員会」と改称いたしました。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会の機能は以下の観点より強化されております。
(a)取締役管理本部長による取締役会にての事前報告が充実した結果、社外監査役、社外取締役への意思決定事項への事前理解が深まり、取　締役会の協議が充実しており、経営者の意思決定への牽制が強化されたこと。
(b)「取締役会運営要領」による取締役会の意思決定プロセスが明確化され、重要案件（多額の投資等）について代表取締役の意思だけではな　く、社外取締役、社外監査役の意見も相当に反映されるようになったこと。
(c)取締役会の意思決定を行う前に内部管理体制強化委員会にて外部の専門家の意見を聴取し、聴取した指摘事項等を取締役会に付議するこ　とにより、取引等の妥当性をより適正なものとすること。
(d)内部監査室を取締役会の直属機関としたことにより、代表取締役社長への牽制機能が強化されたこと。
(e)関連当事者取引管理に関する規程が新設されたことにより、内部管理体制強化委員会や取締役会にて審議される内容についても当該規程　に基づいた判断が行われるようになり、取引の妥当性を担保する大きな契機となっていること。
(f)内部通報制度についても内部管理体制強化委員会において、その制度のあり方について慎重な議論を重ね、外部の弁護士に窓口を設けると　ともに、当該制度を全役職員に周知するとともに当該委員会において外部の会計士より指摘を受け、社内に内部通報先を掲示し、利用を促し　ていること。
以上の取り組みにより、取締役会において意思決定を行う際には複数の監視体制よりチェックが入り、また、日常的に業務に携わっていない社外の役員も適宜に重要情報を入手し、意思決定に参加することで、当社の内部管理体制は従前と比較し、大きく前進したと考えます。
また、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係についても関係はなく、独立した立場にある社外取締役及び社外監査役を選任し、豊富な知識、経験に基づき独立した立場から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂いております。
取締役管理本部長は、内部管理体制強化委員会の審議内容はもとより、当社グループの業務執行全般において報告すべき事案が発生した場合、社外取締役・社外監査役に対して、都度速やかに報告することを徹底しており、その頻度については飛躍的に増加しております。このような取り組みにより、常勤取締役や常勤監査役はもとより、社外取締役や社外監査役はリアルタイムで当社の経営リスクに関する状況を把握できるようになりました。具体的には、平成26年9月以降の取締役会付議事項のうち事前説明を要する議案については、全取締役及び全監査役に対して、1週間前から少なくとも前日までにメールにて関連資料を送付しております。些細な改善点ではありますが、当議案について事前送付を行った旨及び欠席者の意見を議事録に記載しており、その実効性を証跡として残すこととしております。併せて、意思決定にかかる協議を内部管理体制強化委員会にて実施した場合は、取締役会資料としてどんな内容を当該委員会にて議論したか（外部委員である専門家からの指摘事項など）について議事録を、すべての取締役、監査役に対して、事前に送付しております。なお、その他報告事案の共有としては、取締役管理本部長が情報共有を必要と判断した事案（貴所、関東財務局、証券取引等監視委員会、会計監査人とのやり取りなど）については、全取締役及び全監査役に対し

て、即日、もしくは翌営業日にメールにて報告を実施しております。
　以上の観点で、当社の社外監査役は有効に機能を果たしており、現状の体制は有効と考えていることから、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL（http://jalco-hd.com/ir/ir_news.html）において、決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価主権報告書及び四半期報告書を提供しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR活動に関しては、管理部門担当取締役が責任者となり、管理部がIR活動に関する業務を所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。

＜内部統制基本方針＞

1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款等に適合する事を確保するための体制

イ 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。

ロ 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求める事とする。

ハ 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。

ニ 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。

ホ 当社グループ内における不正・不審行ための早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

イ 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。

ロ 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。

ロ 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。

ハ 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、（当社の内部管理体制強化委員会において）リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。

ロ 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

5．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。

ロ 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。

ハ 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。

ニ 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

6．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。

ロ 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

7．取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

イ 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。

ロ 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。

ハ 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。

ニ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

8．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。

ロ 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。

ハ 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。

ニ 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制.

イ 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。

ロ 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
ハ 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握･記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
ニ 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――